

10. 公務災害・通勤災害

公務と相当因果関係をもって発生したと認められる災害（負傷、疾病等）を「公務災害」といい、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法によって往復している途中の災害を「通勤災害」という。

私たち地方公務員には、公務災害・通勤災害の場合は補償が受けられるという制度が確立されており、この制度は使用者の無過失責任主義をとり、地方公共団体に過失がなくても補償義務が発生する点で民法上の損害補償とは異なる。

根拠となる法令等

地方公務員法第45条

職員が公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となり、又は船員である職員が公務に因り行方不明となった場合においてその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害は、補償されなければならない。

地方公務員災害補償法第1条

この法律は、地方公務員等の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）の迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公共団体等に代わって補償を行う基金の制度を設け、その行う事業に関して必要な事項を定めるとともに、その他地方公務員等の補償に関して必要な事項を定め、もって地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(1) 公務災害の認定

◇基本的な考え方

職員が受けた災害が公務災害として認められるためには、職員が公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状況でその災害が発生したこと（**公務遂行性**）と、公務とその災害との間に相当因果関係があること（**公務起因性**）の二つの要件を満たす必要がある。

◇認定基準

*負傷の場合

負傷はその発生が外面的に明らかであるため、一般に公務遂行性が認められれば、公務起因性も認められる。ただし公務遂行性が認められるものであっても、①故意又は本人の素因 ②天災地変 ③偶発的な事故 によるものと明らかに認められるものは、公務起因性が認められず、公務災害とはならない。

*疾病の場合

公務上の負傷に起因する疾病は公務上の災害となり、職業性疾病については公務以外の理由により発病したという反証のない限り公務上の災害となる。その他の疾病は公務が相対的に有力な原因として作用したことが認められる場合に限って公務上の災害となる。

*障害又は死亡の場合

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな障害又は死亡は、公務上のものとなる。

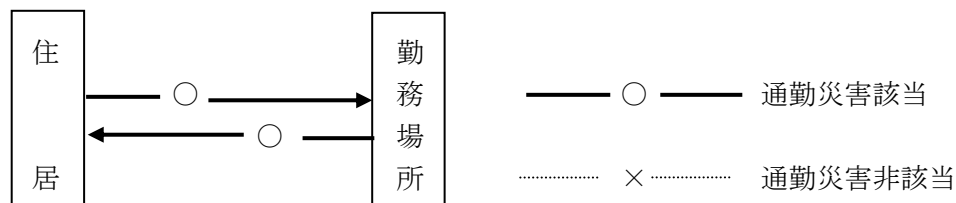
※腰痛・頸部痛や心・血管疾患、脳血管疾患、肝炎、エイズ、精神疾患等の認定については公務災害の判断が困難な場合が多いため、個別に取扱い基準が定められている。

(2)通勤災害の認定

◇基本的な考え方

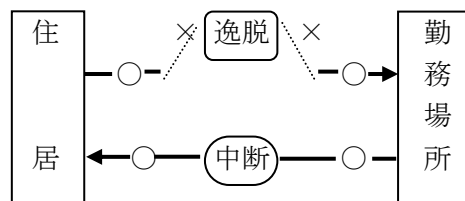
通勤災害は、「通勤遂行性」と「通勤起因性」により、通勤災害に該当するかどうかを認定する。「通勤遂行性」の判断に必要な「通勤」とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することである。したがって、その往復の経路を逸脱したり中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の往復中の災害は通勤災害とはされない。ただし、その逸脱又は中断が、日用品の購入等日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものについては、当該逸脱又は中断の間に生じた災害を除き、通勤災害とされる。また、勤務場所が複数ある場合の、一つの勤務場所から他の勤務場所への移動や、単身赴任の場合に、赴任先での住居と勤務場所の間の往復に先行又は後続する、配偶者の住居と赴任先の住居の間の移動もここでいう通勤に含まれる。

・合理的経路及び方法による場合

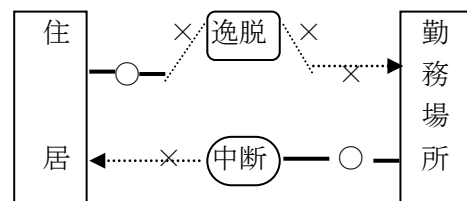


・逸脱又は中断した場合

(日用品の購入等の場合)



(日用品の購入等以外の場合)



通勤遂行性が認められるからといって、必ずしも通勤起因性が認められるわけではなく、「通勤に通常伴う危険」が現実化したものと認められる場合に、通勤起因性が認められる。

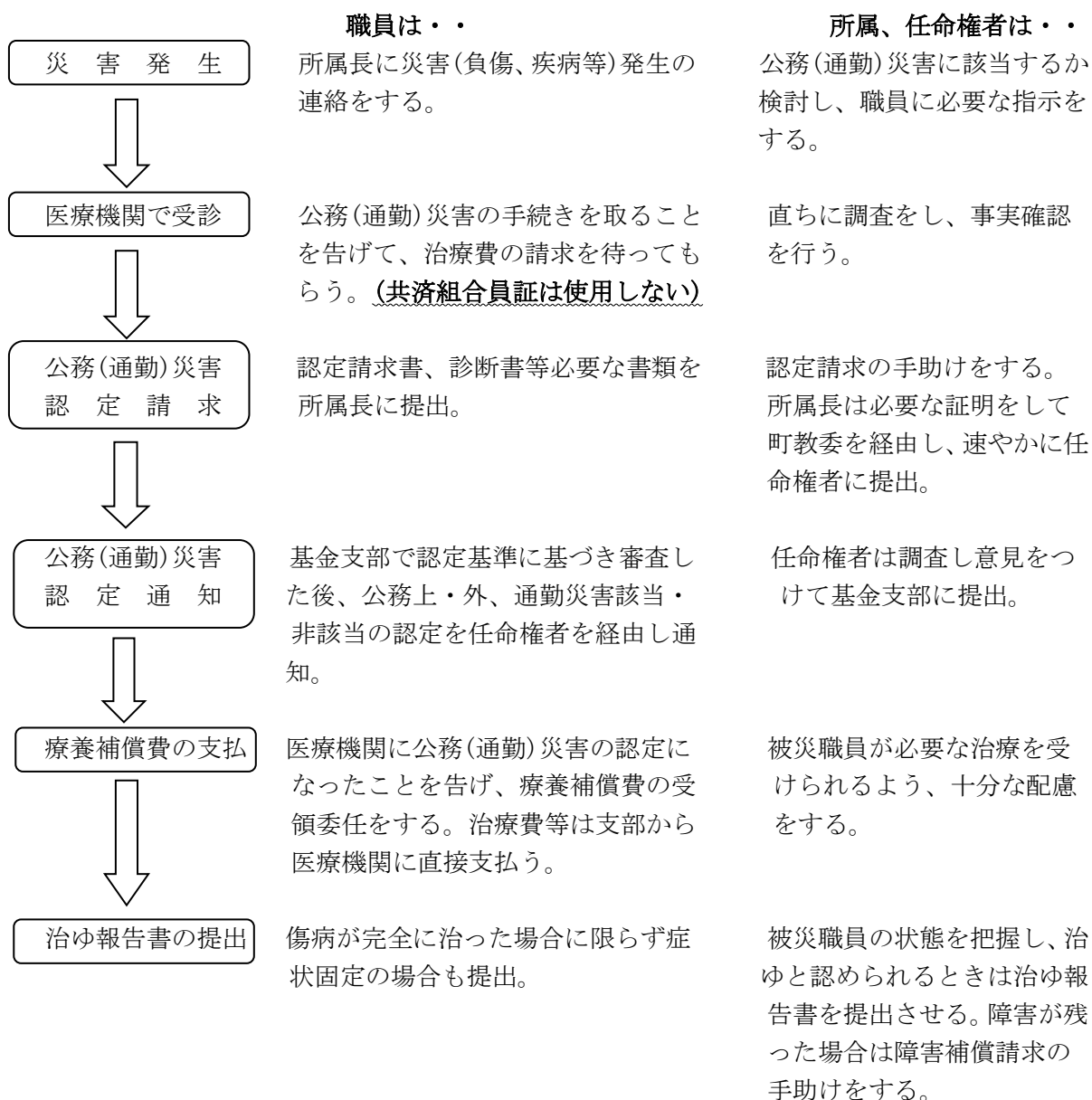
◇認定基準

通勤災害は、通勤に起因する負傷、疾病、障害又は死亡に分けられ、その起因性については、一般的に公務災害の場合と同様に考えられる。

(3)認定請求手続き等

認定及び補償は被災職員（または遺族）からの請求主義をとっており、所属から町教委及び任命権者を經由して、地方公務員災害補償基金高知県支部に請求する。

【公務上又は通勤による災害を受けた職員の社会復帰の促進、その遺族の援護、援助、福祉に必要な事業を行うために設置された法人】



(4) 校内事務処理の流れ

被災職員が災害発生し公務(通勤)災害認定請求書を提出後、通院等のため正規の勤務時間中に給与の支給を受けて勤務しない場合、あらかじめ、その事由及び期間を記載した書面を提出し、任命権者の承認を受け通院等の実態を明らかにしておくことが必要である。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭・電話等の適切な方法で校長の承認を受け、事後において事務手続きをする。

1. 長期の病気休暇（1か月以上）と公務災害を同時申請する場合

手続き：公務災害認定請求と同時に

病気休暇承認願（手引き 4-3-3 病気休暇 1 か月以上参照）の作成

【例】4/2 被災、4/3 から病気休暇を取得することとなった場合

出勤簿の表示例

※90 日（4/3～7/1）以内

公務災害と認定されるまでは(病休)の表示のみ

4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	出	出	病休	病休	土	日	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休
5月	病休	病休	土(祝)	日(祝)	祝	休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休
6月	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休
7月	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休

認定されたら、認定日に遡って(公災)を押印する（90 日以内）

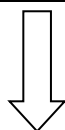
4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	出	出	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災
5月	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災
6月	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災
7月	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災

※91 日目 (7/2) 以降

《事例①》公務災害の認定がおりていない場合

4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	山田	山田	病休	病休	土	日	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	土	日	病休	祝	病休	病休
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	病休	病休	土(祝)	日(祝)	祝	休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	土
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	病休	病休	病休	病休	病休	病休	土	日	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	病休					土	日													日	祝						土	日			

91 日目 (7/2) 以降は、決定するまで病休に関する表示はしない



認定されたら、4/3 に遡って (公災) を押す
91 日目 (7/2) 以降は病休の延長申請をし
(病休) と (公災) を押す



認定されなかった場合には、
病気休職の申請をし
7/2 以降は『病気休職』の表示

休職
病

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	病休	病休	病休	病休	公災	公災	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休
	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災

《事例②》公務災害と認定されている場合

91 日目以降も病気休暇の印を押す (引き続き 1 年以内)

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	病休	病休	病休	病休	公災	公災	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休	病休
	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災	公災

2. 短期の病気休暇と公務災害を同時申請する場合

手続き：公務災害認定請求と同時に

病気休暇届承認簿（手引き 4-3-3 病気休暇 6 日以内の場合参照）の作成

【例】4/2 被災

平常勤務しながら時間休で通院（全治 2 か月）することとなった場合

病気休暇届承認簿の記入例

公務災害と認定されるまでは、時間休での病気休暇申請を行う

記入例

特別 休暇 届
病気 承認 簿

期 間	職 名	氏 名
○× 年 1月から ○× 年 12月まで	教 諭	山田 さくら

処理・承認 承認 権限者	専 決 者	期 間	種類及び日数(時数)			事 由	届・願 印	出照 勤合 簿印
			有 給		無給			
			病 気	特 別				
		自 4月 2日 13:00 至 4月 2日 16:45	日 4時間	日 時間		けがにより通院		
		自 4月 9日 14:00 至 4月 9日 16:45	日 3時間	日 時間		けがにより通院		
		自 4月 18日 15:00 至 4月 18日 16:45	日 2時間	日 時間		けがにより通院		
		自 4月 25日 14:00 至 4月 25日 16:45	日 3時間	日 時間		けがにより通院		

出勤簿の表示例

4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	山	山	山	山	土	日	山	山	山	山	く	く	く	く	く	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
		病休 4:00																							病休 3:00					

認定されたら、認定日に遡って以下のとおり処理する（認定日 4/2、認定通知受理 5/28）

病気休暇届承認簿の記入例

事由欄に（公務災害認定）と追記する

記入例

特別 休暇 届
病気 承認 簿

期 間	職 名	氏 名
○× 年 1月から ○× 年 12月まで	教 諭	山田 さくら

処理・承認 承認 権限者 印	専 決 者	期 間	種類及び日数(時数)			事 由	届・願 印	出照 勤合 簿印
			有 給		無給			
			病 気	特 別				
		自 4月 2日 13:00 至 4月 2日 16:45	日 4時間	日 時間		けがにより通院 (公務災害認定)		
		自 4月 9日 14:00 至 4月 9日 16:45	日 3時間	日 時間		けがにより通院 (公務災害認定)		
		自 4月 18日 15:00 至 4月 18日 16:45	日 2時間	日 時間		けがにより通院 (公務災害認定)		
		自 4月 25日 14:00 至 4月 25日 16:45	日 3時間	日 時間		けがにより通院 (公務災害認定)		
		自 5月 2日 15:00 至 5月 2日 16:45	日 2時間	日 時間		けがにより通院 (公務災害認定)		
		自 5月 9日 15:00 至 5月 9日 16:45	日 2時間	日 時間		けがにより通院 (公務災害認定)		
		自 5月 16日 15:00 至 5月 16日 16:45	日 2時間	日 時間		けがにより通院 (公務災害認定)		
		自 5月 23日 15:00 至 5月 23日 16:45	日 2時間	日 時間		けがにより通院 (公務災害認定)		
		自 月 日 :						

出勤簿の表示例

認定日に遡って(災)を押す

4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	省略	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	山田	山田	山田	山田	土	日	山田	山田	山田	山田		日	山田	山田	山田	山田	山田	山田	土	日	山田	祝	
		病休 4:00							病休 3:00								病休 3:00						
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	山田	山田	土(祝)	日(祝)	祝	休	山田	山田	山田	土		山田	山田	山田	山田	土	日	山田	山田	山田			土
		病休 2:00							病休 2:00								病休 2:00						

※認定後に通院する必要があるときは、「病気休暇届承認簿」（事由欄に公務災害と記入）で承認を受け出勤簿には(災)と表示する。この場合、「病休」印は省略してもさしつかえない。

(5)留意事項

提出書類

地方公務員災害補償基金高知県支部発行の「公務災害・通勤災害（防止対策と事務処理の手引）」を参照し、必要書類を提出すること。なお、様式等は高知県職員厚生課のホームページにも掲載されています。

- ・診断書は定められた様式により提出すること。（やむを得ず医療機関の書式を使用する場合でも、定められた様式による診断書の内容を備えたものであること。）
- ・交通事故（自損事故も含む。）の場合は、交通事故証明書（1通）が必要になるため、人身事故として警察に届けてください。
- ・期限付職員の場合は任用期間のわかる辞令の写しが必要です。
- ・「公務災害認定請求書」には学校受付印が必要です。

再発防止策について

公務災害は、被災職員に負担を及ぼすばかりでなく、状況によっては学校経営や児童生徒の学習に影響が生じる場合もあるため、日頃から職員一人ひとりが、また、学校として、できるだけ災害が生じないように心がけることが必要です。このため、認定請求の書類とは別に「公務災害がなぜ起きたのか、どうすれば発生を防げるか」という再発防止に向けての取り組みについて、所属長から（地教委経由）県教育委員会へ「公務災害防止対策実施報告書（県教委）」を認定請求書と同時に提出しなければなりません。